

公布された条例のあらまし

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 40 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

ア 医療職給料表（一）の給料月額を改定することとした。（別表第 4 のア関係）

イ ア以外の給料表の給料月額を改定することとした。（別表第 1 ～ 別表第 3 並びに別表第 4 のイ及びウ関係）

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 7 条の 3 関係）

イ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 90（特定幹部職員にあっては 100 分の 110）に引き上げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 及び附則第 12 項関係）

ウ 扶養手当について、配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げること等とした。（第 8 条及び第 9 条関係）

エ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 85（特定幹部職員にあっては 100 分の 105）に引き下げること等とした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

(3) 初任給調整手当の改正

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに対する初任給調整手当の支給期間を 15 年に延長すること等とした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 7 条の 3 関係）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の 7 号給の給料月額を改定することとした。（第 7 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 8 条関係）

イ 支給割合を 100 分の 162.5 に引き下げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 8 条関係）

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

第 1 号任期付研究員に適用する給料表の 6 号給の給料月額を改定することとした。（第 5 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 6 条関係）

イ 支給割合を 100 分の 162.5 に引き下げることとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 6 条関係）

4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正関係

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 26 年佐賀県条例第 78 号）附則第 7 条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を 0.065 パーセント引き下げることとした。（附則第 7 条関係）

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (1)イ及び(2)イ、2 (1)及び(2)ア、3 (1)及び(2)ア並びに 4 は平成 28 年 12 月 1 日から、1 (2)ウ及びエ、1 (3)、2 (2)イ並びに 3 (2)イは平成 29 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)ア及び(2)アは平成 28 年 4 月 1 日から適用することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 41 号）

1 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（別表第 1 ～ 別表第 4 関係）

(2) 諸手当の改定

ア 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 90（特定幹部職員にあっては 100 分の 110）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 21 条及び附則第 20 項関係）

イ 扶養手当について、配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る手当額を引き上げること等とした。（第 10 条及び第 11 条関係）

ウ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 85（特定幹部職員にあっては 100 分の 105）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 21 条関係）

2 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正関係

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 26 年佐賀県条例第 83 号）附則第 5 条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を 0.065 パーセント引き下げることとした。（附則第 5 条関係）

3 この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行することとした。ただし、1 (2)イ及びウは平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。